2003年5月8日 (平成15年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横尾裕夫

福祉健康部内各種業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること 及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外利用 すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について(答申)

2002年(平成14年)12月18日付けで諮問(第113号)された、福祉健康部内各種業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第8条第2項第4号の規定による本人以外のものからの収集の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第1項第4号の規定による目的外利用の必要性を認める。
- (3) 同条例第8条第3項第2号及び第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、福祉健康部内各種業務に係る個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外利用する必要性並びに本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問するに至った経過

ア 藤沢市個人情報保護条例第8条第1項は、登録業務の達成に必要な個人情報を収集する場合には、本人から直接収集しなければならないとしている。 しかし、福祉健康部内における保健・福祉・医療業務では、法律や条例に定める所掌事務の遂行において、本人の税情報や様々な福祉情報の収集が必要 不可欠であり、本人から収集することができない場合には、行政執行に著し く支障をきたし、その結果、当該本人に不利益が生じることがある。

- イ そこで、福祉健康部内の各課に提出される申請書等に、当該本人に関する 個人情報を本人以外のものから収集することについて承諾を得るための同意 文を記載し、本人の同意をもって個人情報を本人以外のものから収集する方 法を実施してきた。
- ウ しかし、この同意文は、市民にとって決して解りやすい文言とは言えず、 問い合わせを受けたり、誤解を招くこともしばしば見受けられる。また、藤 沢市個人情報保護条例第8条第2項には、本人以外のものから収集すること ができる場合として、本人の同意があるときが掲げられていない。そのため 同意を取るだけでは決して充分とは言えず、補完する目的から、藤沢市個人 情報保護制度運営審議会に諮問するものである。
- エ なお、福祉健康部内の各種業務を処理する保健福祉総合システムのコンピュータ利用については、平成7年7月20日に諮問をし、承認されているが、今回の諮問は、保健福祉総合システム内における個人情報だけでなく、紙に記録されている個人情報も含めて、本人以外のものからの収集及び目的外利用について、諮問するものである。
- (2) 本人以外のものから収集する必要性について

福祉健康部内の業務は、各業務間に密接な関連があり、他課における関連業務の情報は、必要不可欠なものとなっている。また、各種業務対象者数は延べ約300,000人と非常に多いことから、一定期間内に本人から収集することが物理的に困難であるため、個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。

(3) 目的外利用する必要性について

福祉健康部内の業務は、各種業務間に密接な関連があり、例えば身体障害者 手帳の総合等級が3級以上でないと受給資格がないものや、ある手当を既に受 給していると併給禁止のため、別の手当が受給できないなど、受給可否を判断 する上で、他課における関連業務の情報は必要不可欠なものとなっている。

このことから、他の行政目的によって収集された個人情報を活用することが 合理的であるため、目的外利用する必要がある。

(4) 本人に通知しないことの合理的理由について

福祉健康部内の各種業務は、市民一人一人が健康に安心して生活できるように、サービスを提供することが目的であり、通知しないことが市民の不利益にはならないこと、また、通知する対象者が非常に多く、通知に要する費用や事務量が膨大となり、効率性が著しく損なわれることから、本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

福祉健康部内の各種業務は、他課における関連業務の情報が必要不可欠であること、また、対象者が多人数で一定期間内に本人から収集することが物理的に困難であることから、本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 目的外利用する必要性について

福祉健康部内の業務は、各種業務間に密接な関連があり、例えば身体障害者 手帳の総合等級が3級以上でないと受給資格がないものや、ある手当を既に受 給していると併給禁止のため、別の手当が受給できないなど、受給可否を判断 する上で、他課における関連業務の情報は必要不可欠なものとなっている。

このことから、福祉健康部内の他の行政目的によって収集された個人情報を 活用することが合理的であるため、目的外利用する必要性があると認められる。

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

福祉健康部内の各種業務は、対象となる方にサービスを提供することを目的としているため、通知しないことが本人の不利益となるものではなく、また、通知する対象者が多数で当該通知にかかる費用及び事務量が膨大となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

以 上